

## 個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された紹介患者様受診報告書（以下「報告書」という。）を誤送付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、性別、年齢、生年月日、患者 I D、診療科、診療情報

### 2 事案の経過

○令和 6 年 7 月 4 日（木）

- ・患者の診療予約の依頼があり、診療情報が医療機関 A より当センターに届いた。
- ・地域医療連携室の看護師は（以下「看護師」という。）診療科で患者の予約を取得したあと、電子カルテに医療機関 A の情報を新規に登録するため、電子カルテの地域連携システムにて医療機関 A の名称で検索をかけたが、その結果にあった同名の医療機関 B を誤って登録した。

○令和 6 年 7 月 1 0 日（水）

- ・患者が当センターの診療科を受診した。

○令和 6 年 7 月 1 1 日（木）

- ・地域クランクは、電子カルテに登録されている情報から、報告書を本来の送り先ではない医療機関 B へ F A X にて送信した。
- ・外来担当医師が患者の電子カルテを見直したところ、登録の医療機関の住所に誤りがあったことを発見。外来担当医師は電子カルテの宛名と住所を修正した。
- ・看護師は医療機関 B に架電し、謝罪するとともに書類を破棄するように依頼し、破棄されたことを確認した。
- ・看護師は、本来送られるべき医療機関 A へ患者の報告書を F A X にて送付した。
- ・看護師は患者に架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

### 3 誤送付の原因

- ・看護師が患者の電子カルテに医療機関 A の情報を新規に登録するため、電子カルテの地域連携システムにて医療機関 A の名称で検索をかけたが、その結果にあった同名の医療機関 B を誤って登録したため。
- ・地域クランクが誤った情報により、報告書を医療機関 B に送付したため。

### 4 再発防止策

- ・患者の医療機関を電子カルテにて検索する際は、医療機関名ではなく電話番号（施設 I D）で検索すること。